

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	矢巾町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/

執行機関名 矢巾町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(高齢者)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年矢巾町条例第33号)別表第1 第8の項 高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱(平成8年矢巾町告示第11号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の變化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練ならびに看護及び療養上の管理その他の医療をようする者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	要援護高齢者及び身体障がい者(以下「要援護高齢者等」という。)の自立と介護の負担軽減並びに在宅福祉の向上を図るため、要援護高齢者等の住宅の改善に要する経費に対して、予算の範囲以内で、矢巾町補助金交付規則(昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱(平成8年矢巾町告示第11号)